## 大阪府立大学経済学会会則

- 第1条 本会は大阪府立大学経済学会と称する。事務局を大阪府堺市中区学園町1-1 大阪府立大学大学院経済学研究科内におく。
- 第2条 本会は、経済学・経営学・法学の発展に寄与すること、および会員の研究・教育環境の向上を目的とする。
- 第3条 本会は、上記の目的を達するため下記の事業を行う。
- (1) 雑誌『経済研究』の発行
- (2) 研究会および講演会の開催
- (3) その他、評議員会が適当と認めた事業
- 第4条 本会は、下記の会員をもって組織する。
- (1) 正 会 員 本学経済学研究科教授、准教授、講師、助教
- (2) 準 会 員 本学大学院経済学研究科学生
- (3) 賛助会員 本会の事業を賛助する者で、評議員会が適当と認めて推薦した者
- 第5条 本会の正会員であった者で、評議員会が適当と認めて推薦した者を名誉会員とする ことができる。
- 第6条 本会に下記の役員をおく。
- (1) 会 長 本学経済学研究科長
- (2) 評議員 本学経済学研究科教授、准教授、講師、助教
- (3) 監事 2名
- 第7条 経済学会の運営については経済学研究科研究支援委員会が中心となって学会会長 に協力して行う。同委員長が適宜、評議員会にたいして報告を行う。
- 第8条 会員には『経済研究』を配布する。ただし、名誉会員以外の会員は会費を納めなければ配布を受けられない。
- 第9条 会費は、年額下記の通りとする。
- (1) 正会員 3,000円
- (2) 準 会 員 2,500円
- (3) 賛助会員 10,000円以上(ただし卒業生は3,000円とする。)
- 第10条 会費の納入は、正会員については各年度、準会員については入学時学年数分を納めるものとする。
  - 2. 既納した会費は、返却しない。ただし、退学および除籍の場合は、このかぎりでない。
- 第11条 本会の経費は、会費、事業収入、寄付金をもってこれにあてる。
- 第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。会計年度終了 後、監事は評議員会において監査報告を行う。
- 第13条 本会則の改正および財産の処分は評議員会の決議による。
- 第14条 設立年月日を昭和31年6月1日とする。

附則

この会則は、昭和55年9月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年10月27日から施行する。

附則

この会則は、平成15年5月1日から施行する。

附則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。